

亀山市告示第102号

亀山市地域活性化支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市地域活性化支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市地域活性化支援事業補助金交付要綱（平成26年亀山市告示第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「地域の課題解決及び活性化を目的として活動する」を「亀山市地域まちづくり協議会条例（平成28年亀山市条例第5号。以下「条例」という。）に規定する」に改め、同条第2号中「地域の地域まちづくり協議会が策定する当該地域のまちづくりの」を「条例第8条に規定する」に改める。

第5条第1項中「次に」を「条例第5条各号に」に、「政治活動、宗教活動又は営利活動」を「条例第9条各号に掲げる活動」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「前項各号に掲げる」を「前項の」に改める。

第12条中「平成28年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。